

令和2年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の
配分団体等の認可について

(諮問第1197号)

諮問第 1197 号

令和 2 年 3 月 19 日



情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 衣川 和秀）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年用として発行された寄附金付郵便葉書等及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号。以下「オリパラ特措法」という。）第 15 条の規定に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添 1 及び別添 2 のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりであり、申請内容は、お年玉法及びオリパラ特措法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第 7 条第 5 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

審査結果（お年玉法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあったお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年用として発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）	適	会社は、寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費及び周知費用（リーフレット作成費等）等を計上しているところ、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、妥当なものと認められる。 また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていることから、妥当なものと認められる。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用等 （イ）金額 5,053,464 円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 3,752,547 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 250,169,863 円の 100 分の 1.5 に相当する額：3,752,547 円）を超えていない。

審査基準	審査結果	理由
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)	適	配分団体の選定については、 ・お年玉法第5条第2項各号のいずれかの事業を行う団体を対象としていること。また、団体の適格性に係る審査項目に不当なものは認められないこと ・評価については、事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性を評価項目とし、寄附金申請額、自己負担割合、団体の財政状況を加味することとしており、不当な項目は認められないこと ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の評価結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。 また、配分金額の決定については、 ・申請団体から、申請に係る事業の費用内訳、当該団体の財務状況等に関する資料の提出を受け、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を決定することとしていること ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の査定結果を基に審査を行っており、審査手続きは適正であると言えることから、妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)	適	配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること

審査基準	審査結果	理由
		等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)	適	配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。

審査結果（オリパラ特措法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号。以下「オリパラ特措法」という。）第 15 条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、オリパラ特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）	適	会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、妥当なものと認められる。 また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。 ア 「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,475 円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 34,122 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 109,648,425 円の 100 分の 1.5 に相当する額：1,644,726 円）を超えていない。

審査基準	審査結果	理由
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (オリパラ特措法第 15 条、お年玉法第 7 条第 3 項関係)	適	配分団体の選定については、「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、オリパラ組織委員会は、お年玉法第 5 条第 2 項各号の団体とみなされることがオリパラ特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。 また、配分金額の決定については、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 4 項関係)	適	配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること 等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 4 項関係)	適	配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。



2019-日総務第 0131 号
2020 年 2 月 21 日

総務大臣

高市 早苗 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 衣川 和秀

2020 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及び
お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に
基づき、2020 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付
郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければ
ならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受け
たいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

- (1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

5, 053, 464円

- (2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

3, 752, 547円

- (3) 合計

8, 806, 011円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

2020年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 169団体 配分総額 296,431,000円

(1) 一般助成 (159団体 265,470,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業 (112団体 197,020,000円)

配分団体		使途内容	配分額 (円)
名称	住所		
社会福祉法人 北海道宏栄社	047-0011 北海道小樽市天神2丁目8番2号	障がい者の作業場所の確保、工賃引き上げのためのクリーニング機器更新事業	5,000,000
社会福祉法人 平取福祉会	055-0107 北海道沙流郡平取町本町17番地1	老人福祉施設入所者のための生活環境改善事業及び従業員のための業務環境改善事業	2,759,000
NPO法人 ゆめみ〜る	059-0013 北海道登別市幌別町5丁目18番地1	子ども食堂を基点とした地域共生基盤創り事業	2,553,000
NPO法人 ボラナビ	060-0061 北海道札幌市中央区南1条西7丁目12番地5 大通パークサイドビル3階	一人暮らしの方の孤独死を防ぐ孤独死防止サービス事業	500,000
社会福祉法人 月形福祉会	061-0514 北海道樺戸郡月形町46番地の30	指定介護老人福祉施設 月形愛光園の利用者のための座位姿勢入浴装置購入事業	1,777,000
認定NPO法人 北海道NPOファンド	064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201	非営利公益活動の集成的成果を拡大するための社会的インパクト評価促進事業	500,000
社会福祉法人 旭川聖会	078-8308 北海道旭川市旭神町22番地67	通所介護事業の送迎高齢者のための車イス対応軽自動車車両整備事業	800,000
社会福祉法人 更別村社会福祉協議会	089-1542 北海道河西郡更別村字更別190-1 老人保健福祉センター内	村民活動展開のための講座型ワークショップと村民プラットフォーム形成事業	1,740,000
NPO法人 遠軽町手をつなぐ育成会かたつむりの会	099-0416 北海道紋別郡遠軽町大通南2丁目3-20	高齢者・障がい者・子育て世代などへの包括的支援で多様なつながりが生まれる共生サロン事業	2,000,000
社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	014-0513 秋田県仙北市西木町小淵野字中関7	指定障がい福祉サービス事業所「愛仙の華」の創設に伴う送迎車両の新規購入事業	1,500,000
NPO法人 さんりく・こすもす	022-0007 岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前3-2	グループホーム利用者の災害時の避難場所の確保のため、建物を改修する事業。	3,000,000
社会福祉法人 幸生会	023-0402 岩手県奥州市胆沢小山字道場251番	入居者通院用福祉車両更改事業	2,000,000
社会福祉法人 さくらんぼの里	990-2403 山形県山形市大字岩波字鬼越3番1	知的障がい者の排泄の自立を促進するための環境整備事業	2,722,000
認定NPO法人 さわおとの森	981-0123 宮城県宮城郡利府町沢乙字欠下東18番2	障害児が安全に送迎・外出できるための福祉車両更新事業	1,725,000
NPO法人 クローバー福祉会	963-0541 福島県郡山市喜久田町堀之内字堂田12	就労継続支援B型事業所の工賃アップにおける設備向上のための物置設置事業	1,498,000
NPO法人 明豊会	300-2655 茨城県つくば市島名2310-2	障がい者が主体となり自立のための「さをり織り」の製品創りと体験教室の事業	500,000
社会福祉法人 栃木いのちの電話	320-8508 栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ内	いのちの電話の電話相談のための電話機更改事業	700,000
社会福祉法人 足利むつみ会	326-0006 栃木県足利市利保町49-4	「社会就労センターきたざと平屋作業棟における作業環境の維持等のための屋根改修工事」	5,000,000
社会福祉法人 ぐんぐん	370-3531 群馬県高崎市足門町1398番地8	ぐんぐんの利用者送迎のための増車事業	1,400,000
社会福祉法人 昭和村社会福祉協議会	379-1203 群馬県利根郡昭和村大字糸井624番地	地域の高齢者とその家族、訪問介護事業と通所介護事業の利用者のための福祉車両更改事業	1,000,000
NPO法人 子ども文化ステーション	331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町3-432-2 岸ビル202	豊かな心を育むことが困難な環境にある子どもたちの心のケアのためのシアタースタート事業	5,000,000
社会福祉法人 千葉いのちの電話	260-0012 千葉県千葉市中央区本町3-1-16	電話相談ボランティア募集のための公報活動	158,000
NPO法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834 千葉県市川市国分7-12-5	障害者就労青年の癒しと活力を産み出すための交流拠点「いるんおるん・カフェ」事業	500,000

配分団体		使途内容	配分額 (円)
名称	住所		
NPO法人 スマイルクラブ	277-0858 千葉県柏市豊上町23-29	健康寿命延伸のための人生100年構想スポーツプロジェクト事業（スマイルスポーツプロジェクト）	4,627,000
社会福祉法人 菜の花会	289-0111 千葉県成田市名木511-15	生活介護事業所しもふさ工場の送迎及び外出等活動用車両の整備事業	1,000,000
NPO法人 ヒューマンフェローシップ	235-0005 神奈川県横浜市磯子区東町9-9	不登校ひきこもりの子ども・若者が自己表現・社会参加の機会をつくる為のミュージカル制作プログラム	3,000,000
NPO法人 童謡、唱歌、世界民謡などを歌う・さくらの会	239-0813 神奈川県横須賀市鴨居2丁目46番19号 原方	高齢者に生の演奏を楽しんでもらうためのコンサート実施事業	300,000
一般社団法人 かまくら認知症ネットワーク	247-0053 神奈川県鎌倉市今泉台4-11-2	若年性認知症生活サポート事業	500,000
社会福祉法人 一乗会	252-0135 神奈川県相模原市緑区大島222-3	生活介護事業ロシナンテの車椅子リフト車両の整備事業	2,000,000
社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	400-0858 山梨県甲府市相生二丁目17-1	訪問・居宅介護事業所における保険外サービス推進用原動機付き自転車の整備事業	147,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応力 スキルアップのための研修事業	300,000
NPO法人 施無畏	102-0084 東京都千代田区二番町5-2 麹町駅前プラザ901	障がい者女性をメインターゲットとし、自立促進と社会進出のためのフリーペーパー発行事業と1,800名の当事者モニターとの繋がりを活用した調査事業	4,500,000
公益財団法人 日本対がん協会	104-0061 東京都中央区銀座7-16-1 2 G-7ビルディング9階	がんピアサポーター・フォローアップ事業	500,000
認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク	113-0033 東京都文京区本郷1-15-4 文京尚学ビル	難病のこどもと家族のためのレスパイト施設あおぞら共和国の防災対策と環境対策事業	3,530,000
NPO法人 風の子会	125-0031 東京都葛飾区西水元五丁目11番3号	重度障がい者の自立と地域生活への移行を目指す本人と家族への支援事業Ⅲ	500,000
NPO法人 全国LD親の会	151-0053 東京都渋谷区代々木2-26-5 バロール代々木415号室	発達障害児・者の多様なコミュニケーション方法により社会からの孤立を防ぐための理解啓発事業	550,000
NPO法人 日本点字技能師協会	169-8664 東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内	点訳者のスキルアップと資格チャレンジのための研修会事業	450,000
一般社団法人 OSDよりそいネットワーク	170-0002 東京都豊島区巣鴨3丁目4番2号	長期化高齢化するひきこもり者への居場所運営及びライフプラン提案の人材育成並びに8050問題の普及啓発事業	500,000
公益社団法人 日本てんかん協会	170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F	支部機関紙「わかしお」及び本部情報誌「波」の会員その他への定期発行事業	500,000
公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	170-0013 東京都豊島区東池袋1-46-13 ホリグチビル602	コミュニティサイトを活用した経過の短い精神障害者家族のピアサポートシステム構築	4,250,000
社会福祉法人 練馬豊成会	177-0042 東京都練馬区下石神井3-6-13	特別養護老人ホーム フローラ石神井公園の通院・外出時の送迎車両の新規事業	2,200,000
NPO法人 地域認知症サポートブリッジ	181-0016 東京都三鷹市深大寺二丁目40-23	認知症の人の社会参加の機会拡充のための訪問事業（まごころお届け便）とコミュニティファームの創設	800,000
NPO法人 アビリティクラブたすけあい保谷たすけあいワーカーズハミング	202-0011 東京都西東京市泉町3-12-25 パスレル保谷2階	通所介護事業の送迎・外出のための事業、ならびに新規事業の利用者送迎・外出のための車両更改事業。	1,700,000
NPO法人 長野県NPOセンター	381-0034 長野県長野市大字高田1029-1	地域課題解決を目指すみんなのポータルサイト「ナガクル」充実・県内展開事業	500,000
認定NPO法人 新田の風	386-0011 長野県上田市中央北1丁目2-11	「安心して老いを迎えられるまちづくり」をテーマに特に高齢者への取り組み及びその拡散事業	500,000
NPO法人 伊那芸術文化協会	396-0025 長野県伊那市荒井3500-1 いなっせビル5F 団体事務室B	高齢者福祉施設等の利用者のためのアート・デリバリー事業	500,000
NPO法人 支援センターあんしん	948-0065 新潟県十日町市高田町3丁目西371番地1	ワークセンターあんしん（就労継続支援B型事業）の冬期就労支援のための除雪機の新規導入事業	1,900,000
社会福祉法人 若葉会	949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1393-21	65歳以上の高齢者を対象にした居宅介護支援事業に使用するための車両購入の事業	1,000,000
NPO法人 知的障害者のくらしを考える会	930-0241 富山県中新川郡立山町道源寺851	障がい者の工賃増額のためのビニールハウス事業	2,100,000
NPO法人 えがおプロジェクト	930-0804 富山県富山市下新町16-24	シングルマザーの子育てを支援するための修学支援事業	500,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称		住所		
社会福祉法人 陽光会	915-0876	福井県越前市白崎町35-11-1	障がい者就労支援のためのプリンター機器の増備事業	823,000
NPO法人 サステナブルネット	433-8122	静岡県浜松市中区上島6丁目25番地13号 グリーンテラス上島101	貧困の子ども達の為の地域参画による新しいフードシェアリング事業	2,700,000
認定NPO法人 東三河後見センター	442-0033	愛知県豊川市豊川町辺通4の4 豊川商工会議所3階	成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業	1,240,000
社会福祉法人 名古屋厚生会	451-0052	愛知県名古屋市中区栄生一丁目2番2号	障がい者の生産活動向上のためのクリーニング作業ロールアイロナー更新事業	5,000,000
NPO法人 オレンジの会	453-0015	愛知県名古屋市中村区椿町19番地7号 チサンマンション椿町304号	ひきこもり・精神障害者が地域で働くための和菓子製造・土産販売店舗の改修事業	4,500,000
社会福祉法人 ふれ愛名古屋	455-0008	愛知県名古屋港区九番町4-6-1	どんなに重い障がいをもっていても地域の中で一人暮らしが出来る社会を実現するために毎日を支える事業	380,000
NPO法人 ドリーム	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-13-24 先 地下1階31-14	脳卒中障害者自身による脳卒中当事者および家族のための情報誌事業	500,000
一般社団法人 サステナブル・サポート	500-8175	岐阜県岐阜市長住町2丁目7番地 アーバンフロントビル3階	障害者の工賃向上および地方都市における伝統工芸・観光産業との連携モデル構築のための事業	5,000,000
NPO法人 陶宅老所いちにのさん	509-6361	岐阜県瑞浪市陶町猿爪14番地の1	小規模多機能型居宅介護施設の利用者の通い送迎、外出支援のための車椅子対応車両の購入事業	1,400,000
認定NPO法人 三重いのちの電話協会	514-0004	三重県津市栄町2丁目434番地	第37回いのちの電話相談員全国研修会みえ大会	1,000,000
社会福祉法人 大和会	630-2234	奈良県山辺郡山添村切幡1432-118	身体・知的・精神障がい者の通所施設への送迎事業	3,000,000
NPO法人 たかとり	635-0121	奈良県高市郡高取町大字丹生谷1073番地	ジャガイモプロジェクトの拡大及び農機具等の保全の為活動事業	650,000
NPO法人 絆	646-0051	和歌山県田辺市稲成町80番地の2	障害者の日中活動をよりスムーズに行うためのトイレを新設する。	4,000,000
公益財団法人 大阪YWCA	530-0026	大阪府大阪市北区神山町11-12	視覚障がい児童(者)に貸し出す点字の児童図書を製作する事業	600,000
認定NPO法人 トウギャザー	556-0011	大阪府大阪市浪速区難波中3-9-1 難波ビルディング403号	障害者福祉事業所で働く障がい者の自立支援と品質向上のための郵便協働による販路拡大事業	4,000,000
NPO法人 Co. to. hana	559-0011	大阪府大阪市住之江区北加賀屋2-10-21	高齢者の生涯現役社会参加/健康寿命延伸のための助け合い活動づくり事業	2,697,000
NPO法人 障がい者・高齢者市民後見STEP	560-0082	大阪府豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル8階	障がい者や高齢者の成年後見制度利用促進のための法定後見申立て費用の支援事業	400,000
NPO法人 ほっと	569-1022	大阪府高槻市日吉台三番町6-1	高齢者・障がい者など食事作りが困難な方々の食事を居宅まで届けるための車両更改事業	761,000
NPO法人 コーチズ大阪	573-0127	大阪府枚方市津田元町3-30-16	食と運動を組み合わせた認知機能向上プログラムの開発・普及事業	5,000,000
NPO法人 発達凸凹サポーターてくてく	574-0003	大阪府大東市明美の里町16-30	障がい者の就労訓練を行う就労継続支援B型事業所の外壁塗装	200,000
社会福祉法人 清章福祉会	671-0205	兵庫県姫路市飾東町清住555番地	特別養護老人ホーム清住園の外出用車両及び短期入所生活介護の送迎用車両更改事業	730,000
社会福祉法人 敬愛互助会	675-2222	兵庫県加西市坂本町1027-5	春夏秋冬デイサービスセンターの送迎用車両の更改事業	1,100,000
社会福祉法人 日野の郷	677-0002	兵庫県西脇市前島町260-1	通所介護事業の送迎及び特別養護老人ホームご入居者様の受信、外出の送迎車両の更新事業	960,000
社会福祉法人 稔福祉会	701-0104	岡山県倉敷市片島町34-3	特別養護老人ホーム庄の里ご利用者(重度の要介護者)に安全に質の高い入浴をして頂くための特殊浴槽の更新整備事業	3,200,000
一般社団法人 日本看取り士会	701-1145	岡山県岡山市北区津高238-1-A101	尊厳ある最期を叶えるための「第7回日本の看取りを考える全国フォーラム」事業	500,000
NPO法人 玉野つつじねっと	706-0142	岡山県玉野市迫間2291番地5	発達に遅れのあるお子さんや保護者のための相談支援事業	900,000
社会福祉法人 まこと会	709-2341	岡山県加賀郡吉備中央町上加茂517-3	サービスの行き届かない中山間地区の「地域で住まう」を支えるための地域支援事業	900,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
認定NPO法人 サラブリトレーニング・ジャパン	709-2413	岡山県加賀郡吉備中央町上田西2393-11	引退馬の癒しの力を活かしホースセラピーで日本を元気にすべく基礎となるグラウンドワークを普及させる事業	2,700,000
社会福祉法人 若桜町社会福祉協議会	680-0701	鳥取県八頭郡若桜町若桜1247-1 地域福祉センター・ドリーミー	地域福祉の高齢者のための配食サービス事業及びサロン事業	1,250,000
社会福祉法人 あしーど	683-0064	鳥取県米子市道笑町二丁目126 桑本ビル1階	生活介護施設の重度の身体障害の方を送迎するための福祉車両の整備事業	1,050,000
NPO法人 フリマドンナ	721-0912	広島県福山市引野町4丁目9番39号	発達障がい児、者、ニート、ひきこもりの社会参加を家族、地域で支援するための劇団設立事業	1,500,000
社会福祉法人 八国見	727-0114	広島県庄原市口和町永田5008番地5	就労継続支援B型事業所の施設外就労・施設外訓練・施設外研修の移動、送迎用車両の更改事業	1,600,000
社会福祉法人 虹の会	729-0106	広島県福山市高西町4丁目3番69号	施設通所者が利用する昇降機の老朽化に伴う新規入れ替え事業	3,000,000
NPO法人 咲良の会	730-0011	広島県広島市中区基町19-2-460	高齢者が自ら参加して取り組む「安心して死ねる環境」づくり事業	500,000
更生保護法人 ウィズ広島	730-0822	広島県広島市中区吉島東1丁目1番18号	定員増となる更生保護施設ウィズ広島の利用者送迎及び利用者、退所者フォローアップ支援活動のための車両の増備事業	650,000
社会福祉法人 さくら福祉会	739-0452	広島県廿日市市丸石1丁目1-12	母子生活支援施設いもせハイツにおける母子のための通院・外出・送迎車両の更改事業	1,000,000
NPO法人 吉野川に生きる会	776-0013	徳島県吉野川市鴨島町上下島81-6	高齢者の健康生きがいづくりと、次代の子に文化と自然環境が学べる事業	300,000
社会福祉法人 すずめ福祉会	781-0802	高知県高知市丸池町1番1-15号	障がいの重い利用者を安全・安心に送迎するための福祉車両の整備事業	1,500,000
更生保護法人 湧金寮	803-0821	福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10-11	被保護者送迎及び医療、福祉、行政機関との連携のために使用する車両の更改事業	837,000
NPO法人 フードバンク福岡	811-1352	福岡県福岡市南区鶴田四丁目48の4	すべての人のための安心した生活を底支えするためのフードバンク地域充実事業	4,200,000
更生保護法人 恵辰会	811-2113	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117-16	刑務所等出所者の引受け輸送及び処遇に係る諸活動並びに福祉的支援に使用するための車両の更新	1,349,000
社会福祉法人 はるかぜ福祉会	816-0849	福岡県春日市星見ヶ丘一丁目8番地	相談利用者の自宅訪問・事業所訪問のための車両の新規配備事業	734,000
公益財団法人 九州盲導犬協会	819-1122	福岡県糸島市東702番地1	盲導犬の訓練・啓発用車両の更改事業	1,575,000
NPO法人 大牟田 ライフサポートセンター	836-0843	福岡県大牟田市不知火町2丁目1-6	住宅確保要配慮者のための入居支援、身元保証、連帯保証の事業	3,649,000
NPO法人 サポネットおごおり	838-0126	福岡県小郡市二森1167番地1 小郡市総合福祉センター内	市内、障がい児・者（3障害）及び特定疾患患者さんのための、通院・外出等送迎車両の更改事業	800,000
社会福祉法人 じゅもん会	854-0062	長崎県諫早市小船越町680-1	生活介護センターヒスイ利用者様の外出支援及び送迎車両の更改事業	2,000,000
一般社団法人 大分ゆたかの会	870-1154	大分県大分市大字田原字後68-1	障害者の就労機会の提供拡大ならびに工賃向上のための弁当製作設備増備事業	5,000,000
NPO法人 やまが元気倶楽部	861-0501	熊本県山鹿市山鹿1番地	要支援該当者を含む介護予防拠点事業参加者におけるお出かけプロジェクト	500,000
社会福祉法人 十百千会	861-4731	熊本県下益城郡美里町栗崎564	社会福祉の増進を目的とする車両購入事業	932,000
社会福祉法人 翠光園	868-0442	熊本県球磨郡あさぎり町深田東字宝410番地	65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由で自宅にて生活が困難な方の為の入所施設	1,000,000
社会福祉法人 健児福祉会	869-0413	熊本県宇土市花園町553-2	網田保育園の園児通園送迎用車両の更改事業	1,900,000
NPO法人 チームさどわら	880-0303	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16079-69	障がい者のグループホーム開設に伴う自動火災報知機設置・避難誘導灯設置事業	1,600,000
認定NPO法人 ホームホスピス宮崎	880-0913	宮崎県宮崎市恒久2丁目19-6	誰もが最期まで自分らしく生活していくための生涯学習事業	280,000
更生保護法人 草牟田寮	890-0014	鹿児島県鹿児島市草牟田一丁目19番53号	被保護者出迎え等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	551,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 サポートハウス 2 1	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎2丁目4ー35 K S C鴨池ビル3 F	子育て広場のびのびパレット 放課後等デイサービス施設改修工事	5,000,000
NPO法人 クリンカ鹿児島	891-1107	鹿児島県鹿児島市有屋田町6 0 3番地5	就労継続支援A型事業所神之川温泉の温度管理による経営改善計画事業	1,000,000
NPO法人 こすも	891-3432	鹿児島県西之表市安城3 6 8 0ー3 5 0	就労継続支援B型事業の新規事業開拓のためのさつま揚げ製造機器の導入事業	2,600,000
NPO法人 じゃがいものうち	891-4404	鹿児島県熊毛郡屋久島町尾之間1 3 6ー6	障がい者就労支援B型事業所「にじいろの樹」、利用者の送迎のための車両増備事業	1,250,000
NPO法人 市民後見センターかごしま	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町1 6番 公社ビル2 1 5号	専門家等の支援体制の乏しい離島の障害者の権利擁護と成年後見制度普及の為の研修・フォーラム事業	3,900,000
NPO法人 鹿児島ボランティアバンク	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町1 6番 公社ビル3 2 4	貧困の連鎖を防ぐ就・学一体支援ステップアップ事業	2,000,000
NPO法人 鹿児島県ファイナンシャル・プランナー協会	892-0845	鹿児島県鹿児島市樋之口町7ー1 A X i S甲東6 0 2号 N P O協働オフィス	「離島の生活困難者家庭の“負の連鎖”の防止のため、家計相談支援と子どもたちの学習支援事業」	3,500,000
NPO法人 地域サポートよしのねぎぼうず	892-0871	鹿児島県鹿児島市吉野町2 6 7 7ー1	高齢者及び調理困難者のための安否確認を兼ねる弁当宅配に必要な、既設置の冷蔵庫から大型冷凍冷蔵庫への更改事業	486,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業（7団体 6,278,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
社会福祉法人 は一とわーく	371-0823	群馬県前橋市川曲町 1 7 6 - 1	障害を持つ利用者のための災害時の避難通路の整備事業	500,000
NPO法人 ケアラネットみちくさ	277-0034	千葉県柏市藤心 1 - 2 9 - 1 2	災害等緊急一時避難所として地域に開かれたカフェ～介護家族が孤立しないために～	665,000
社会福祉法人 大山	285-0813	千葉県佐倉市石川 5 5 6	災害時における入居者の安全確保及び福祉避難所として機能するための防災事業	714,000
社会福祉法人 亀鶴会	205-0023	東京都羽村市神明台 4 丁目 2 番 2	高齢者施設における災害時地域・施設間連携のための防災備蓄品拡充事業	1,400,000
NPO法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿	510-0254	三重県鈴鹿市寺家三丁目 3 3 番 3 3 号	介護ワーカーや物資不足等の避難所機能不全危機に対応するための防災ワークショップ等による啓蒙・普及事業	2,200,000
社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野 1 7 2 9 - 5	災害ボランティアセンター運営のための機材増設事業	300,000
社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会	838-0068	福岡県朝倉市甘木 1 9 8 番地 1	平成29年度九州北部豪雨で被災された方々への心と体を元気にするための笑いの健康講座開催事業	499,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業（1団体 2,410,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 JAEA	214-0021	神奈川県川崎市多摩区宿河原 6-19-28	アナフィラキシー・ショックから子どもの命を守るための緊急対応法と予防法の講習事業	2,410,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業（1団体 1,500,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 健康生きがづくり教室	215-0005	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘 8-11-14	交通事故を減少させ、高齢期を健康に生きるための 運転免許証返納支援活動事業	1,500,000

⑤文化財の保護を行う事業（3団体 8,680,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
一般社団法人 麒麟のまち観光局	680-0846	鳥取県鳥取市扇町3 東栄ビル3 F	無形民俗文化財の継承のための先端技術活用保存事業	3,230,000
NPO法人 大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841	福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	三池炭鉱（世界文化遺産）で使役された日本在来馬の顕彰、保護、共生を目的とした調査・啓発事業	450,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
一般財団法人 沖縄美ら島財団	905-0206	沖縄県国頭郡本部町字石川 8 8 番地	世界遺産に関わる首里城正殿等再建のための防犯等監視体制強化を目的とした機器整備事業	5,000,000

⑥青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業（23団体 22,232,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
認定NPO法人 S w i t c h	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡1ー6ー3 東口鳳月ビル602	「就学・就労に課題を抱える若者のためのユースサポートカレッジ事業」	4,567,000
NPO法人 次世代教育センター	302-0038	茨城県取手市下高井1271番地	次世代を担う子どもの健全育成のための、教育プロジェクト事業ー英語・科学・自然体験活動ー	500,000
NPO法人 チャイルドラインとちぎ	320-0837	栃木県宇都宮市弥生1ー6ー3	子どものSOSに答える受け手ボランティアの育成と地域社会への啓発	500,000
NPO法人 さいたま市学童保育の会	338-0002	埼玉県さいたま市中央区下落合6ー7ー6 PARCO与野301	火災、震災等有事の際の児童の安全かつ迅速な避難経路を確保するための避難設備増設事業	800,000
NPO法人 ムーミンの会	220-0055	神奈川県横浜西区浜松町10ー10 なかまの杜	ムーミンの会なかま食堂事業	500,000
NPO法人 みんなの街	408-0202	山梨県北杜市明野町小笠原3562	参加者による自己運営を目指した、自分で考え、動ける力を育むフィールド作り	500,000
NPO法人 碁スカイパーク	136-0073	東京都江東区北砂6ー19ー11 コスモ大島101	囲碁を通じた青少年の健全育成教室事業	500,000
NPO法人 原爆先生	202-0014	東京都西東京市富士町4ー13ー25ー1105	「原爆先生の特別授業」の広報のため、内容と実績等を記した小冊子を製作し、全国の教育機関に郵送する事業	2,840,000
認定NPO法人 信州まつもと山岳ガイド協会 やまたみ	390-0304	長野県松本市大村1082ー4	野外活動や研修を通して、安全なファミリー登山を広めるための事業	500,000
NPO法人 石窯スマイル研究会	390-0804	長野県松本市横田4ー1ー1	石窯を活用して青少年の健全育成を図る為の活動事業（主として小中学生を対象とする）	261,000
NPO法人 ふくい科学学園	910-0804	福井県福井市高木中央2丁目3701ー9	中山間地における自然環境を生かした青少年のための科学教育推進プロジェクト	500,000
NPO法人 子育て・子育て支援NPOたんぽぽ	457-0863	愛知県名古屋南区豊4ー10ー6 堀田サンハイツAー512	子どもの“自尊心”と“主体性”を育むための講座	300,000
NPO法人 健康推進プラネット	458-0831	愛知県名古屋緑区鳴海町字向田95 リベスタ鳴海1203	障がいを抱える子どもたちの学校における環境作りのための健康システムコーディネーター養成事業	500,000
NPO法人 にわたりの会	485-0037	愛知県小牧市小針一丁目201番地	外国人児童生徒のための漢字習得支援団体ネットワーク作り	1,827,000
NPO法人 せき・まちづくりNPOぶうめらん	501-3253	岐阜県関市栄町1ー22ー2F	関市の中高生が地域の多様な大人と出会い、キャリアの視野を広げ、このまちで働くイメージを持つための事業	3,447,000
NPO法人 仕事工房ポポロ	502-0812	岐阜県岐阜市八代3丁目27ー8	ひきこもり状態で社会とのつながりを見いだせない子ども・若者のための居場所づくりと手紙での交流事業	500,000
NPO法人 三重県防犯設備協会	514-0131	三重県津市あかつ台四丁目7番地7	不審者の犯罪被害から子どもを守るための調査及び安全講習事業	500,000
NPO法人 すいた体験活動クラブ	565-0854	大阪府吹田市桃山台2ー3ー10ー402	児童たちが校庭で「サツマイモ」と「ジャガイモ」を栽培する学習支援事業	400,000
一般社団法人 タウンスペースWAKWAK	569-0814	大阪府高槻市富田町2ー13ー8 ハイツ白菊1F	障がいのあるないを超えてつながるアート事業	340,000
社会福祉法人 和泉蓮華会	790-0038	愛媛県松山市和泉北1丁目20番18号	障がい者と保育所園児の作物の栽培を通じた交流事業	950,000
NPO法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育再構築事業	500,000
NPO法人 福岡教育サポート	816-0863	福岡県春日市須玖南8ー54ー2ー202	貧困世帯の子どもたちの学力と進路を保障するための学習支援事業	500,000
NPO法人 ネットポリス鹿児島	892-0862	鹿児島県鹿児島市坂元町7番74号	青少年が正しくスマートフォン等を利活用できる環境づくりのための指導者養成講座	500,000

⑦健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業（4団体 2,638,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 愛夢	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-14-17 SAビル	青少年からシニアまでマリンスポーツ体験を通じて健康を寄与する事業	500,000
認定NPO法人 Ocean's Love	253-0054	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南4-11-47 パインヒルズ101号室	知的・発達障がい児の為のサーフィンスクールや運動の会を安定的に継続して開催していく為の指導者育成事業	1,138,000
認定NPO法人 日本なわとびプロジェクト	463-0090	愛知県名古屋守山区瀬古東一丁目601番地	全国の小学生の「生きる力」を育てるためのなわとび事業	500,000
一般社団法人 ルートプラス	811-3209	福岡県福津市日蔭野4丁目8-14	子どもの“できた！”を引き出す多項目スポーツ体験プロジェクト	500,000

⑧開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業（3団体 6,196,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 POSSE	155-0031	東京都世田谷区北沢4-17-15 ローゼンハイム下北沢201	外国人技能実習生、留学生等の権利擁護のためのワンストップ生活相談事業	5,000,000
NPO法人 国際交流の会とよなか	560-0021	大阪府豊中市本町3-3-3	地域に住む外国人留学生・実習生・研修生等のための支援事業	800,000
認定NPO法人 アクティブボランティア21	790-0951	愛媛県松山市天山二丁目3番27号	外国人介護技能実習生を対象に、日本語能力向上とわが国の文化・歴史学習のための書籍整備事業	396,000

⑨地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業（5団体 18,516,000円）

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 アクアプラネット	220-0073	神奈川県横浜市西区岡野2-16-1 205号	サンゴ再生を通し環境の重要性告知のためのサンゴ育成事業と啓発活動事業	4,779,000
認定NPO法人 富士山測候所を活用する会	102-0083	東京都千代田区麹町1-6-9 DIK麹町ビル901	日本の自然環境・生活環境を保全するための富士山頂における越境大気汚染物質の観測事業	4,825,000
NPO法人 環境修復保全機構	195-0064	東京都町田市小野路町2987-1	市民によるカーボンリサイクルの取り組みを通じた低炭素・循環型社会の形成促進事業	2,999,000
一般社団法人 E. Cオーシャンズ	796-8039	愛媛県八幡浜市布喜川甲595番地15	地球環境保全、海のプラスチック問題対策の為の事業。 秘境の浜辺の漂着ゴミ調査と漂着ゴミ拾い。	5,000,000
認定NPO法人 とす市民活動ネットワーク	841-0026	佐賀県鳥栖市本鳥栖町537-1	社会資源である佐賀の森林・緑を次世代に引き継いでゆくための木育活動事業	913,000

(2) 特別枠助成（10団体 30,961,000円）

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 吉里吉里国	028-1101	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目404-44	大槌の地域復興のための森林の再生と人材の育成事業	4,250,000
一般社団法人 ほまれの会	029-1211	岩手県一関市室根町津谷川葛ヶ沢142	就労継続支援B事業所増設における工事等	3,936,000
NPO法人 仙台夜まわりグループ	983-0044	宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号	「仙台及び宮城、東北全域の被災者を含む生活困窮者のための相談業務、及び生活取り戻しのための伴走、中間的就労機会提供事業」	2,550,000
NPO法人 亘理いちごっこ	989-2351	宮城県亘理郡亘理町字南町東10-1	宮城県南域における被災地域住民のための＜音楽と食と生活サポート＞事業	4,225,000
NPO法人 福島やさしい畑～復興プロジェクト	964-0906	福島県二本松市若宮1-370	福島産農産物への根強い風評被害の払拭のための販売活動と生活困窮者のためにフードバンク品を届ける事業	1,600,000
NPO法人 会津地域連携センター	965-0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	2,550,000
認定NPO法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	270-2251	千葉県松戸市金ヶ作99-6	広域避難者が地域で安心して暮らせるようになるための応援事業	4,250,000
NPO法人 暮らしと耐震協議会	254-0815	神奈川県平塚市桃浜町11-33-207	「被災地復興のために世界音楽祭を開催し、障がい児者・若者が主役として担う事業」	1,900,000

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
NPO法人 きずな	739-0033	広島県東広島市西条町馬木391-2	災害時の障がい者等の24時間体制の緊急受入れ先としてのグループホーム、ショートステイ施設事業	5,000,000
NPO法人 福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	760-0022	香川県高松市西内町7-25	福島の子どもたちの保養を通して被災地と香川をつなぎ息長い被災地支援の輪を広げる事業	700,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて車両等が使用されている間は、引き続き、掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

2019-日総務第 0131 号
2020 年 2 月 21 日



総務大臣

高市 早苗 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 衣川 和秀

2020 年用「東京 2020 大会[寄附金付]年賀はがき」に
付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 15 条に基づき発行された、「東京 2020 大会[寄附金付]年賀はがき」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、申請します。

1 配分団体及び配分額

配分団体：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

配分事業：東京 2020 パラリンピック競技大会開閉会式の演出企画に係る事業

配 分 額：1 億 961 万 1,828 円

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 1 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 2 のとおり

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項
(東京2020大会分)

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律224号)第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 2020年用「東京2020大会[寄附金付]年賀はがき」の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

2, 475円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

34, 122円

(3) 合計

36, 597円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律224号)第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて車両等が使用されている間は、引き続き、掲げておかなければならない。

5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了後、2021年3月31日までの間に行う。但し、事業完了後に監査が困難な場合は、事業完了前に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

令和２年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の 配分団体等の認可について

総 務 省

① 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

*「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」については P9 で後述

第 1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

会社は、同法第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

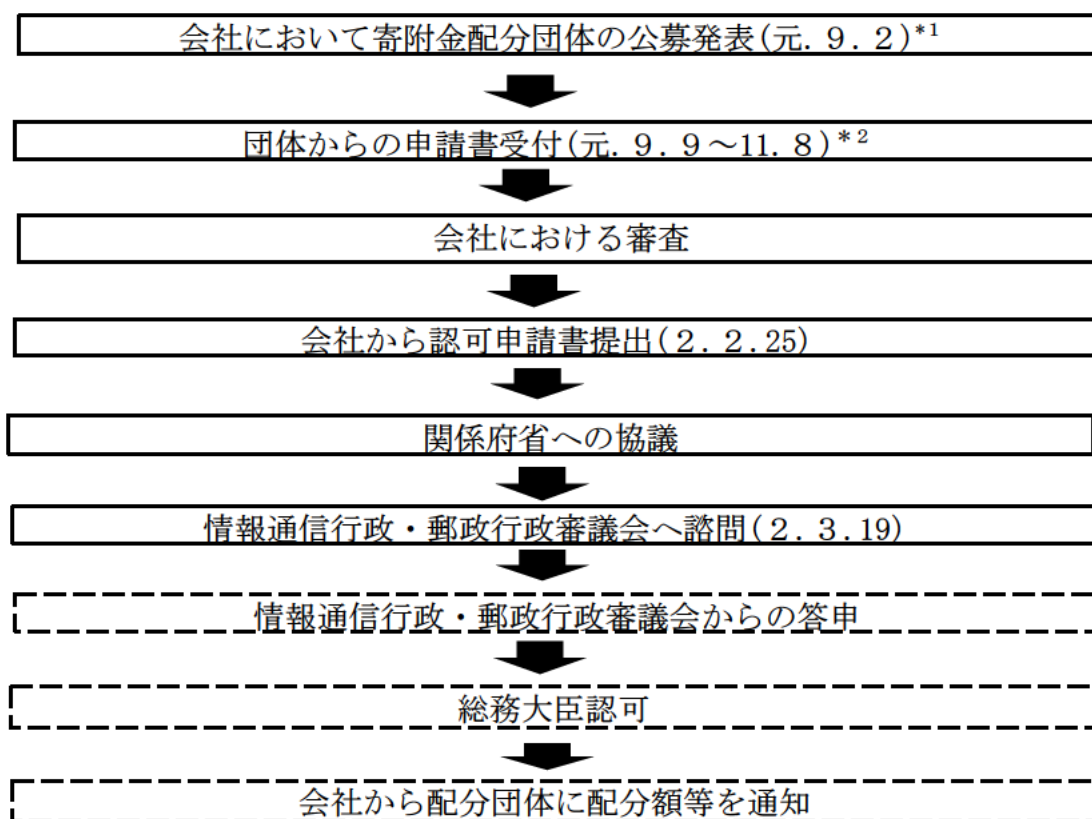
2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第 7 条第 5 項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第 11 条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】寄附金配分までの流れ



*1 東京 2020[寄附金付]年賀はがき：公募発表（元. 10. 21）

*2 東京 2020[寄附金付]年賀はがき：申請書受付（元. 11. 13～11. 27）

第2 日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害の被災者救助・予防（復興）を目的とする事業を行う場合にあっては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

1件500万円（新規事業の企画・調査・試行段階を支援する「チャレンジプログラム」にあっては50万円）。

なお、申請は1団体1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が団体要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・年賀寄附金申請額がより小さい方を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先

イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点数の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

169団体、296,431,000円

個々の配分団体・配分金の金額は諮問書 P9～のとおり。

【参考1】令和2年の寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付年賀葉書 （63円＋寄附金5円）	45,339,863	226,699,315
寄附金付年賀切手 （63円＋寄附金3円）	7,147,374	21,442,122
寄附金付年賀切手 （84円＋寄附金3円）	676,142	2,028,426
合計	53,163,379	250,169,863

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	250,169,863円
前年からの繰越金②	56,286,476円
配分費用③	8,806,011円
配分原資④（①＋②－③）	297,650,328円
配分金⑤	296,431,000円
繰越金（④－⑤）	1,219,328円

【参考3】事業別配分状況

事業\項目	平成31年用		令和2年用（案）	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
1号事業（社会福祉増進）	123	198,667	112	197,020
2号事業（非常災害救助・予防）	23	53,467	17	37,239
（再掲）東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害	18	46,627	10	30,961
3号事業（特殊疾病治療・予防）	4	9,950	1	2,410
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	0	0	1	1,500
6号事業（文化財保護）	2	4,500	3	8,680
7号事業（青少年健全育成）	26	25,491	23	22,232
8号事業（健康保持増進）	3	1,450	4	2,638
9号事業（海外留学生援護）	0	0	3	6,196
10号事業（地球環境保全）	1	4,000	5	18,516
計	182	297,525	169	296,431

【参考 4】 団体からの申請と採択状況

団体からの申請		会社の配分(案)		採択率	
件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額
643 (734)	1,614,954 (1,875,340)	169 (182)	296,431 (297,525)	26.3% (24.8%)	18.4% (15.9%)

(括弧内は前年)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果（お年玉法関係）

会社から認可申請のあったお年玉法第5条第1項の規定に基づき令和2年用として発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）	適	会社は、寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費及び周知費用（リーフレット作成費等）等を計上しているところ、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、妥当なものと認められる。 また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていることから、妥当なものと認められる。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用等 （イ）金額 5,053,464円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 3,752,547円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額250,169,863円の100分の1.5に相当する額：3,752,547円）を超えていない。

審査基準	審査結果	理由
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)	適	配分団体の選定については、 ・お年玉法第5条第2項各号のいずれかの事業を行う団体を対象としていること。また、団体の適格性に係る審査項目に不当なものは認められないこと ・評価については、事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性を評価項目とし、寄附金申請額、自己負担割合、団体の財政状況を加味することとしており、不当な項目は認められないこと ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の評価結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。 また、配分金額の決定については、 ・申請団体から、申請に係る事業の費用内訳、当該団体の財務状況等に関する資料の提出を受け、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を決定することとしていること ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の査定結果を基に審査を行っており、審査手続きは適正であると言えることから、妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)	適	配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して

審査基準	審査結果	理由
		経理すること等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第4項関係)	適	配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。

② 「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」に付加された寄附金の配分について

第1 制度概要

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号。以下「オリパラ特措法」という。）第15条に基づき、会社は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされている。

この場合、オリパラ組織委員会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされている。このため、寄附金の配分については、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続きをとることとなる。

第2 寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

配分団体はオリパラ組織委員会のみ（大会の準備及び運営の事業）

(2) 申請金額（上限）

上限額なし。

なお、申請は1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

必要書類が提出されていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

配分団体：オリパラ組織委員会

配分金：109,611,828円

【参考1】令和2年の寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付年賀葉書 （63円＋寄附金5円）	21,929,685	109,648,425
合計	21,929,685	109,648,425

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	109,648,425円
配分費用②	36,597円
配分金（①－②）	109,611,828円

【参考3】事業内容

東京2020パラリンピック競技大会開閉会式の演出企画に係る事業

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果（オリパラ特措法関係）

会社から認可申請のあったオリパラ特措法第 15 条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、オリパラ特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）	適	会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、妥当なものと認められる。 また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。 ア 「東京 2020 大会〔寄附金付〕年賀はがき」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,475 円 イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 34,122 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 109,648,425 円の 100 分の 1.5 に相当する額：1,644,726 円）を超えていない。

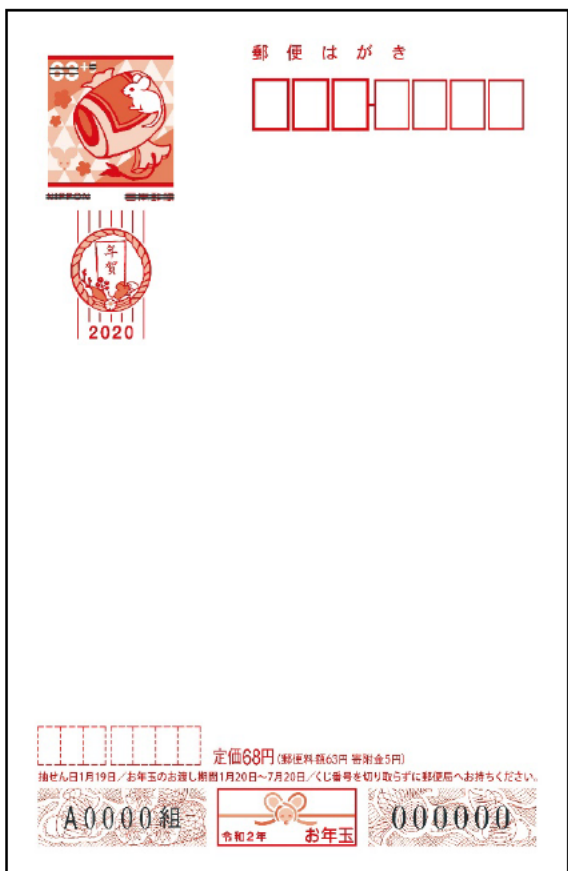
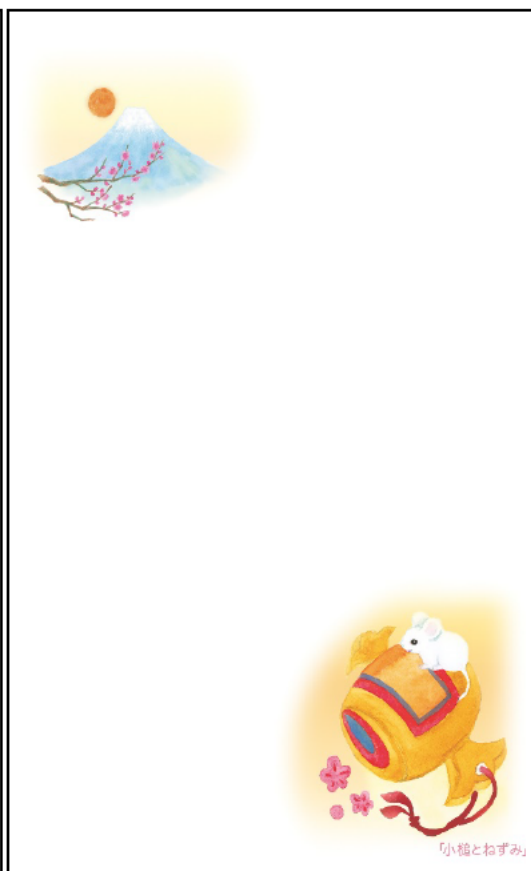
審査基準	審査結果	理由
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (オリパラ特措法第 15 条、お年玉法第 7 条第 3 項関係)	適	配分団体の選定については、「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、オリパラ組織委員会は、お年玉法第 5 条第 2 項各号の団体とみなされることがオリパラ特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。 また、配分金額の決定については、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 4 項関係)	適	配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること 等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 4 項関係)	適	配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。

参考資料

1 令和2年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（63円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「小槌とねずみ」、通信面「小槌とねずみ」

	
--	---



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（63円+寄附金3円）】

■意匠：ねずみと米俵



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（84円+寄附金3円）】

■意匠：ねずみと赤かぶ

【東京2020大会【寄附金付】年賀葉書（63円+寄附金5円）】

1 無地

無地（インクジェット紙）



©Tokyo 2020

<東京 2020 公式ライセンス商品>

2 絵入り

【宛名面】

【通信面】



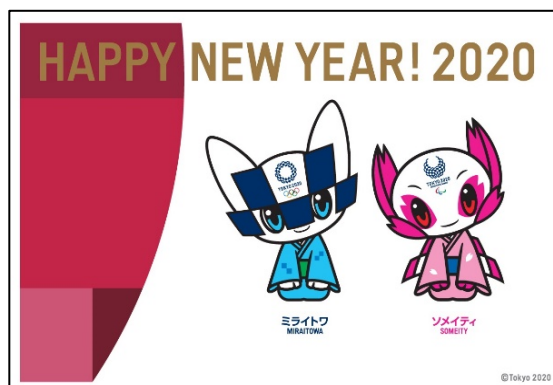
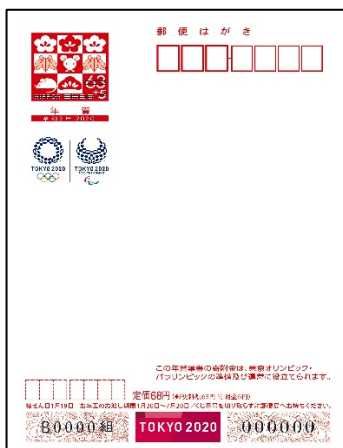
©Tokyo 2020

<東京 2020 公式ライセンス商品>

3 特殊印刷

【宛名面】

【通信面】



©Tokyo 2020

<東京 2020 公式ライセンス商品>

<参考>

(1) これまでに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて 発行された寄附金付郵便葉書等

種 類	発 行 日	発行枚数 (万枚)	販売枚数 (万枚)	販売率 (%)	配分額 (万円)	配分事業
特殊切手	平成 31. 3. 12	1, 000	602	60. 2	6, 017	東京 2020 オリンピック競技大会開会式の企画運営（演出企画、実施運営）
	令和元. 8. 26	1, 000	434	43. 4	4, 334	東京 2020 オリンピック競技大会閉会式の演出企画
年賀葉書	平成 30 年用	1, 500	684	45. 6	3, 418	東京 2020 大会マスコット発表イベント
	平成 31 年用	4, 140	1, 975	47. 7	9, 871	技術役員（競技審判等）のユニフォームのデザイン開発、調達
	令和 2 年用 (案)	3, 200	2, 193	68. 5	10, 961	東京 2020 パラリンピック競技大会開閉会式の演出企画
合 計		10, 840	5, 888		34, 601	

(2) 現在販売中の特殊切手（寄附金なし）

【東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 東京 2020 聖火リレー (84 円)】

・発行枚数：1, 000 万枚



<東京 2020 公式ライセンス商品> ©Tokyo 2020

(3) 今後、発行予定の特殊切手（寄附金なし）

・令和 2 年 6 月 24 日 発行予定

2 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員

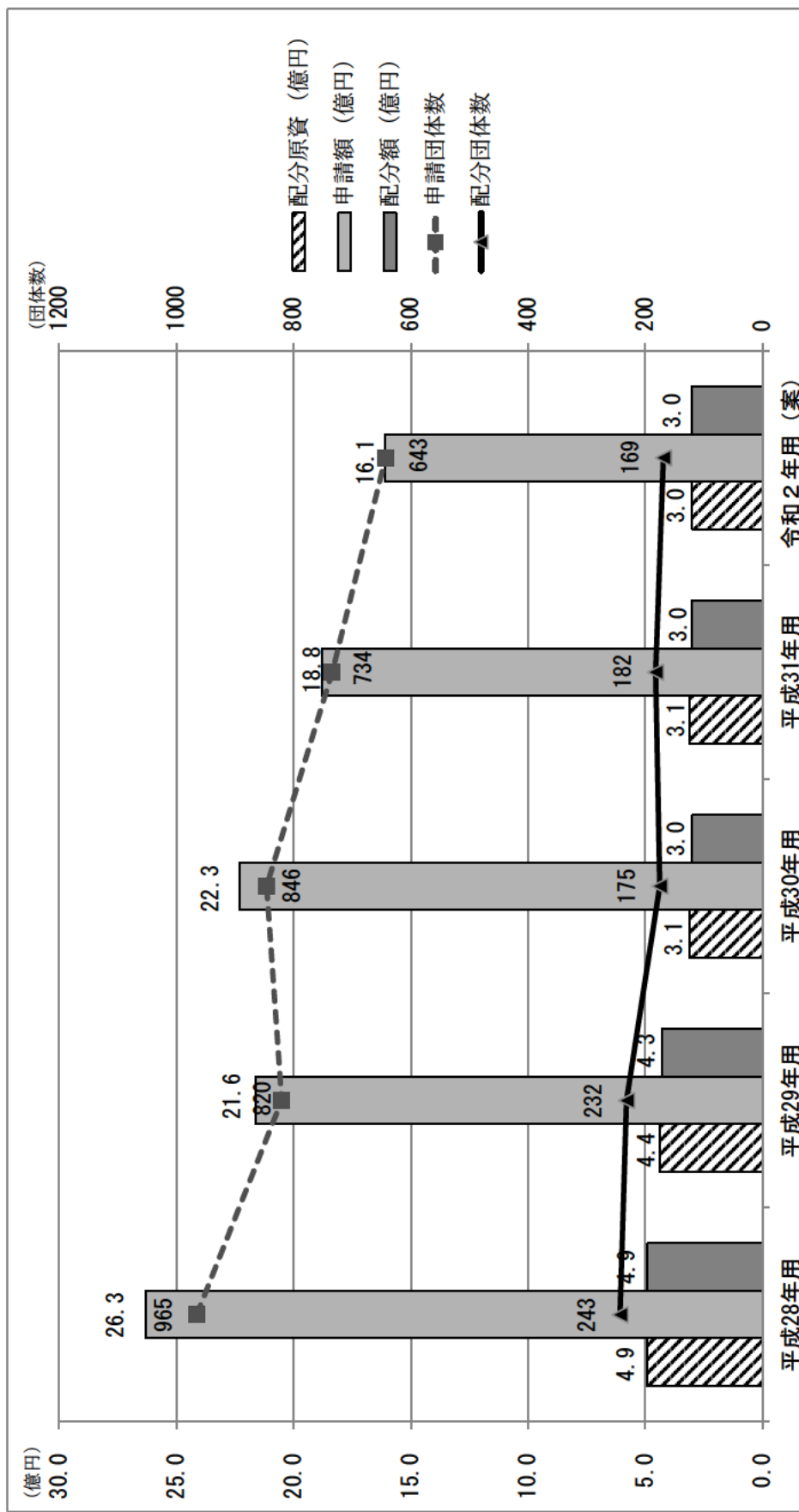
年賀寄附金審査委員（令和2年2月現在）

	氏 名	主要現職等
委員長	たなか ひろし 田中 皓	公益財団法人助成財団センター 代表理事・専務理事
委 員	あさの さちこ 浅野 幸子	減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表
	くにまつ ひでき 國松 秀樹	元財団法人キリン福祉財団 常務理事
	こにし あつし 小西 敦	静岡県立大学経営情報学部 教授
	しんかい ようこ 新海 洋子	一般社団法人SDGsコミュニティ 代表理事
	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
	たかみや よういち 高宮 洋一	城西国際大学環境社会学部 教授
	のむら よしひと 野村 義人	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人CSOネットワーク 事務局次長
	はっとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人DSIA 代表理事
	みずたに えり 水谷 衣里	株式会社風とつばさ 代表取締役
	もぎ よしきぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事
	やまうち なおと 山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

年賀寄附金評価委員（令和2年2月現在）

	氏 名	主要現職等
委員長	かわきた ひで と 川北 秀人	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表者（CEO）
委 員	おくやま ちづ こ 奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
	さの わたる 佐野 亘	京都大学大学院地球環境学堂人間・環境学研究科 教授
	な じま かずひさ 南島 和久	新潟大学法学部 教授
	やまが まさこ 山賀 昌子	NPO法人まちづくり学校 理事

3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



* 「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」を除く。

4 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	平成28年用		平成29年用		平成30年用		平成31年用		令和2年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業(社会福祉増進)	155	30,137	150	24,869	112	17,618	123	19,867	112	19,702
2号事業(非常災害救助・予防)	30	9,617	38	11,095	25	6,636	23	5,347	17	3,724
(再掲) 東日本大震災、平成28 年熊本地震* ¹ 及び平成 30年7月豪雨災害* ²	27	9,277	33	10,248	21	5,763	18	4,663	10	3,096
3号事業(特殊疾病治療・予防)	1	320	2	655	2	750	4	995	1	241
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	2	428	2	68	2	336	0	0	1	150
6号事業(文化財保護)	1	52	0	0	1	45	2	450	3	868
7号事業(青少年健全育成)	40	5,667	29	4,553	28	3,521	26	2,549	23	2,223
8号事業(健康保持増進)	3	132	1	50	1	36	3	145	4	264
9号事業(海外留学生援護)	1	428	0	0	1	336	0	0	3	620
10号事業(地球環境保全)	10	2,015	10	2,133	3	791	1	400	5	1,852
計* ³	243	48,795	232	43,421	175	30,070	182	29,753	169	29,643

*1：平成29年用配分より公募開始

*2：平成31年用配分より公募開始

*3：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

5 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（寄附の委託）

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

（寄附金の経理等）

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）

第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第十五条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。